

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

2014（平成26）年度

## 事業報告

2014年4月1日～2015年3月31日

### 目次

2014 年度実施事業概要	2
2014 年度実施事業の詳細	2
女性人権事業（公1）	2
女性福祉事業（公2）	7
収益事業	10
法人運営に関する事項	11

## 2014年度実施事業の概要

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会(以下、当会という)は、女性人権事業(公1)と女性福祉事業(公2)の2本の柱を立てて公益事業を推進している。

2014年度は、128年の活動の歴史を踏まえつつ、財政の安定化を図りながら変化する社会のニーズに適った事業展開をいかに進めるか、検討を重ねた一年であった。具体的には、

- ①公益事業の内容の検討
  - ②安定した財政基盤づくり
  - ③効率的で迅速な業務体制の整備
  - ④ホームページをはじめとした充実した情報発信
- 等々について改善案を検討、実施した。

### 公益事業の概要

女性人権事業では、創立(1886年)の精神を踏まえ、2014年度も「平和」「性・人権」「酒・たばこの害防止」の三テーマに焦点を当て、重点項目を設定し、女性と子どもの人権向上を目的とした啓発活動を行った。参加者数の増加を図るため、会員及び寄附者向け発送物に講演会等チラシを同封して参加を呼び掛け、掲示板利用、開催直前のメールマガジン、他団体集会でのチラシ配り等を通じ広報に努めた。

女性福祉事業は、定款の目的に掲げたように、キリスト教精神に基づいて困難な状況にある女性と子どもへの支援に努めるとともに、社会全般の福祉の増進に寄与することを目指して実施している。具体的には、緊急避難センター「女性の家HELP」及び、单身女性のための中長期滞在施設「矯風会ステップハウス」の二つの宿泊所を運営している。2014年度は防災訓練、バザー等、二施設協働の機会を増やした。また、同様の活動を推進する他団体と連携した行政への要請活動も活発に行った。

### 収益事業の概要

当会の公益事業を実施していく上で、収益事業収入は欠かせないものである。当会の基本財産である土地・建物の一部を活用して、不動産賃貸及び駐車場運営を行い、その収益から費用を引いた残りのうち、50%を公益事業の収入源としている。また残額は法人会計をまかなうためにも有効に用いられている。貴重な収入源である不動産等の維持管理には、細心の注意と専門知識が不可欠である。固定資産税・事業税のほか、建物の修繕・日常管理(保守点検・清掃)等の諸経費負担が年々増えている現状で、本来の目的である公益事業の妨げとならないように、常に事業のあり方を検討している。

\*当会全体では、収益が105,592千円、費用は114,426千円だった。費用の内訳は公益目的事業に87,982千円、管理費7,082千円で、公益目的事業比率は76.89%となった。

## 2014年度実施事業の詳細

### 女性人権事業(公1)

当会は創設以来128年、女性の人権向上を求め、また平和を唱えながらアジア太平洋戦

争を阻止できなかつたことを反省し、平和の尊さを唱え一人ひとりが大切にされる社会の実現のために活動を行ってきた。

3つのテーマごとに、詳細を記す。

## 1 平和部門

2014年度は全国各地で講演会・学習会・映画上映会を合計13回開催した。2014年7月に集団的自衛権の限定的行使容認が閣議決定され、憲法に謳われた平和主義が大きく揺らぐなか、憲法問題、集団的自衛権、秘密保護法をテーマにした講演会・学習会が全国で8回開催された。また今も残る日本軍細菌戦の被害について検証する講演会が東京で開催された。また、チェルノブイリ原発事故を教訓として東京電力福島第一原発事故後の被災地について考える学習会は3か所で開催された。さらに、当会が毎年8月に次世代へ戦争体験を継承することを目的に東京で開催している「平和を考える集い」では、作家の澤地久枝さんに戦争体験を語っていただき、戦争ができる国へと形を変えている日本で女性が声を上げることの大切さを伝えていただいた。また、当会は、死刑制度について反対の立場を表明している。2014年5月には「『約束』名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」を上映し、冤罪と死刑制度について考える機会を提供し、昼・夜2回の上映で合計130名の参加者があった。

要望活動では、安倍首相あて「安倍内閣の憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する声明」を公表（2014/7.1）。安倍首相、小野寺防衛大臣あて「辺野古基地建設に向けた『臨時制限区域』閣議決定に抗議し、辺野古基地建設中止を求める要請書」提出（2014/7.29）。安倍首相あて「辺野古の米軍基地新設工事を中止してください」声明（2015/2.3）。「大阪拘置所の川崎正則さんに死刑が執行されたことに抗議し、直ちに死刑執行停止することを求める」要望書を提出（2014/7/1）。「死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明」を（2014/9.2）発表。選択的夫婦別姓の導入など民法の改正を求める請願書署名活動を行った。

12月1日～5日、憲法9条に関する宗教者の国際会議（全体テーマ「憲法9条と世界平和—ナショナリズムをどう超えるか」）の開催に協力、参加した。

## 2 性・人権部門

性・人権部門の使命は、すべての人間に与えられた「性」を尊厳をもって生きてゆく社会の実現であり、そのために、人の尊厳・人権を侵す性暴力・性搾取・性虐待の問題に具体的に取り組んでいる。2014年度、東京では矯風会館を会場に下記の分野各々に関する講演会等を開催、また法改正のための請願・要望活動を行った。秋田市、金沢市にても、地域の会員の協力を得て講演会を開催し、啓発活動に努めた。

### ①ジェンダー・セクシュアリティの分野

多様な性への理解とよりよい共生社会の実現のため、婦人新報2月号「ありのまま自分らしく生きる—多様な性の中で」の執筆者3人（セクシュアル・マイノリティ当事者と支援者）をスピーカーに4月学習会を開催。グラウンドルールの紹介を含めて誰にとっても安全な場となるよう努め、好評だった。その後2015年に入り、当事者の方から矯風会HPを見て信頼感をもったと電話での相談があり対応した。今後も随時の相談対応を継続する。

## ②女性と子どもへの暴力問題

2013年度に引き続き、インターネット上の児童ポルノ等子どもへの性的搾取や虐待を止めるため、児童買春・児童ポルノ禁止法の第二次改正を求める請願を政策提言活動として行った。全国会員の協力により数か月の短期間に1245筆の請願署名を集め、2014年4月、衆議院議員を中心に7名の紹介議員を通して衆参両院へ提出、改正法は6月に成立した。

また、女性や子どもに対する暴力と闘い続ける世界各国7人の女性リーダーたちが実際に語った言葉のみで構成された台詞による朗読劇「セブン」(演者・シアタークラシックス)を上演、約100人の参加があった。国連女性の地位委員会2014年テーマ「女性と女兒に対するあらゆる形の暴力根絶と防止」とも合致し、その使命を共有する国連ウィメン協会東京と共同開催とした。

## ③戦時性暴力問題

日本軍「慰安婦」問題の法的解決を促進するための学習会は、被害者の証言や歴史資料に基づいて同問題を描いた朗読一人芝居「ひとみー真実はひとみの中にあるー」の上演により、歴史の中で起きた事実を演劇を通して改めて知らされ、問題解決をめざす時とした。5月末～東京で開催された第12回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議に参加協力した。また、「慰安婦」問題の記事を書いた元朝日新聞記者の雇用に関して脅迫を受けた北海道の北星学園大学に対し、応援とともに、大学の自治、言論、学問の自由を堅く守ることを要望する書簡を送付した(2014/11.17)。

この他、電話等による通年の情報提供活動があり、また政策提言に関わる活動では、内閣府男女共同参画局、警察庁少年課及び情報技術犯罪対策課等行政機関の関係会議や委員会へ出席、意見を述べた。

## 3 酒・たばこの害防止部門

アディクション問題の啓発と相談、禁煙推進活動を継続した。若い女性に比較的多く見られるリストカット(手首を自分で切る自傷行為)をテーマに、アディクションセミナーを開催した。アディクション問題を、アルコールのみではなく、様々な物質・過程への依存ととらえてきたこれまでの取り組みが今後一層重要であることを再認識した。

初歩的な学びの学習会を複数回開催する予定であったが、諸事情から開催できなかったため、セミナーでの分科会に援助職向けと一般向けのを組み込む形とした。一般参加者向けには、体験談を聞く会をした。体験談は、交流のある自助グループや回復施設の協力を得て、当事者を派遣していただいている。セミナー以外でも、学生の依頼により、女性の体験談を聞く機会を提供した。アディクション問題の相談は、面談希望者が増加しており、対応する側の充実が望まれるが、カウンセリングの専門機関ではないという限定条件のなかで、今後の体勢を検討すべき段階に来ている(費用、相談員研修等)。2014年度は、面談、電話、Eメールを合わせて14人延べ40件。市民団体の「アディクション問題を考える会(AKK)」と提携し、当会にても毎月1回AKK相談例会を開催した(12回で延べ35人)。ダイケア的な居場所を求めている参加者が増えて、回復に必要な支援の形とは何か、男女差はあるのかなど、新たな問いかけに直面した。

日本アルコール問題連絡協議会に加盟して、イッキ飲み防止活動などに協力した。

禁煙推進活動では、近隣の女性施設の喫煙者対象に嗜癖・禁煙相談を行なった(5回 計 17

人)。また、禁煙外来の専門医を招いて、喫煙者対象の学習会を開催した。ストレス解消の誤解等、多彩な内容で、非喫煙者にも好評だった。その他、矯風会館近辺の路上喫煙防止呼びかけ、ポイ捨て吸殻清掃、オリジナルリーフレットの作成・配布(鎌倉市内中学生対象)等の活動をした。全国禁煙推進協議会に加盟、他団体とも協働し、当会が長年取り組んできた禁煙活動を紹介した。

### 啓発誌「婦人新報」の頒布 (偶数月 年6回発行、約1250部/回)

2014年度特集のタイトルは順に、「アディクション問題 ～回復の‘かたち’はいろいろ～」 「妊娠女性の出産への道のりを支える」 『教育再生』—どうなる子どもたちの未来 「私が生かされてきた理由 ～トラウマ経験を乗り越えて～」 「クリスマス・メッセージ & 安倍政権を振り返る」 「日本軍戦時性暴力問題の解決のために ～事実の確認と取り組み～」

特集記事のほか、当会が運営するふたつの女性施設の様子を伝える記事、また要望書や声明などは提出する度に必ず掲載し、時事問題もわかりやすく解説している。アンケート調査によって読者の関心を把握し、写真・イラストなどの画像や関連資料を増やすよう企画・編集時に配慮した。

【表1】 2014年度 女性人権事業 講演会・学習会等 一覧表 (敬称略)

開催日 人数	講演題 場所	講師 (肩書き)
4/26 (土) 45人	トークセッション 「ありのまま自分らしく生きる 多様な性 (セクシュアリティ) の中で」 於：矯風会館3階	平良愛香 (日本基督教団三・一教会牧師) 赤石ちづき (LGBT自己肯定ダイバシティ 推進協会代表理事) 北村恵子 (矯風会 性・人権部門員)
5/20(火) 36人	講演会「子どもたちの未来に平和を」 於：新潟市 日本キリスト教団東中通教会	赤石あゆ子 (弁護士、日弁連憲法委員 会副委員長)
5/22(木) 130人	映画上映会 (13:30、18:30の2回) 「約束 名張毒ぶどう 酒事件 死刑囚の生涯」 於：矯風会館ホール	
5/24(土) 83人	講演会「チェルノブイリとフクシマ 今、何が起っ ているのか」 於：日本キリスト教団名古屋中央教会	山崎知行 (和歌山県上岩出 診療所医師、日本キリスト教 団大阪教区核問題特別委員会 委員)
7/1(火) 24人	講演会「福島に寄り添って」 於：大阪市 日本基督教団東梅田教会	
10/18(土) 44人	講演会「チェルノブイリとフクシマ —その現実とこれ から」 於：京都市 同志社大学	
6/20(金) 160人	全国大会記念講演会 「いのちの感受性……わたしは わたしになっていく」 於：矯風会館ホール	落合恵子 (作家、クレヨンハウ ス主宰)
7/1(火) 38人	講演会 「平和と憲法」 於：和歌山市 日本キリスト教団丸の内教会	月山桂 (弁護士、「九条の会・ わかやま」呼びかけ人)
7/5(土) 21人	講演会「今、ここにある？—平和—これからはある？」 於：高松市 ホテル「ルポール讃岐」讃岐会館	斎藤恵子 (矯風会 平和部門幹事)

開催日 人数	講演タイトル 場所	講師（肩書き）
7/5(土) 36人	講演会「神からの贈りものとしての日本国憲法第九 条」 於：松代市 日本基督教団松代教会	柳谷知之（日本基督教団松本教会 牧師、九条を守る会会員）
7/10(木) 23人	講演会「いのちを守る—女性の視点に立って」 日本キリスト教団金沢長町教会	宮本潤子（矯風会 性・人権部門 幹事）
7/12(土) 43人	講演会「〈秘密保護法〉と〈改憲草案〉の問題点— いつか来た道にならないために」 於：鹿児島市 日本キリスト教団鹿児島加治屋町教会	中松禎夫（フリーアナウンサー）
7/18(金) 61人	講演会「日本国憲法を守ろう！自民党憲法改正草案へ の対抗策を探る」於：横浜市 かながわ県民センター	伊藤真（弁護士 伊藤塾塾長）
7/26(土) 38人	講演会「明日の自由を守るために」 於：矯風会館3階	黒澤いつき（弁護士 明日の自由 を守る若手弁護士の会共同代表）
8/8(金) 183人	平和を考えるつどい「〈時代の子〉として」 於：矯風会館ホール	澤地久枝（ノンフィクション作家 九条の会、『さようなら原発』1000万署 名市民の会 呼びかけ人）
9/6(土) 44人	朗読劇「ひとみ 真実はひとみの中にある」日本 軍「慰安婦」問題を描く 於：矯風会館3階	作・構成・出演 横井量子（IMAGINE21 主宰者）
9/10(水) 25人	学習会「禁煙外来の医師に学ぶ たばことストレス の関係」 於：矯風会館3階	村松弘康（医学博士 中央内科ク リニック院長、慈恵医大講師）
9/18(木) 30人	講演会「今に残る日本軍細菌戦による傷痕」 於：矯風会館3階（キリスト者遺族の会 共催）	轟 莉莉（東京女子大学教授）
10/1(水) 23人	講演会「いのちを守る—女性の視点に立って」 於：秋田市 日本キリスト教団秋田檜山教会	宮本潤子（矯風会 性・人権部門 幹事）
11/10 (月)98人	朗読劇「SEVEN・セブン」於：矯風会館ホール （国連ウィメン日本協会東京 共催）	訳・演出 三田地里穂（シアタ ー・クラシックス主宰、演出家）
12/6(土) 74人	創立128周年記念集会講演「私らしさをとりもどす —暴力からの回復」 於：矯風会館ホール	松浦 薫（矯風会ステップハウ ス所長）
2015年2 /9(月)41 人	神学生交流会 ミニ講演「教会で お酒・ドラッグ などの相談をされたらどうする？」於：矯風会館2階	新宮三紀（矯風会常任理事 酒・たばこの害防止部門長）
3/18(水) 80人	アディクションセミナー「リストカットは〈生きた い！〉という叫び —あなたは信頼される大人です か？」 於：矯風会館ホール 分科会 a 援助職向け：松本俊彦 b 女性施設のアディクション：松浦薫 c 自傷体験談：チノケイコ	松本俊彦（医学博士、国立精神・ 神経医療研究センター精神保健 研究所 自殺予防総合対策セン ター 副センター長）

## 女性福祉事業（公2）

当会が女性福祉事業として運営している二つの宿泊所は、どちらも困難な状況にある女性の支援を目的としている。入所する際の条件（子ども同伴の有無等）や滞在期間によって、緊急性のある「女性の家HELP」と、中長期滞在の「矯風会ステップハウス」があり、専門スタッフを配置している。2014年度から、両施設の特性を活かしつつ、利用者のニーズ把握、公的機関との連携の在り方などについて、二つの運営委員会を一つにまとめた女性福祉委員会で検討をすすめた。

また、合同防災訓練、バザーの開催などを通じて人的交流を進めている。宿泊所利用者の多くは、法的制度を活用して入所しているが、無国籍の者、法外滞在の者等、現行の日本国民のための法律だけでは対応できない場合でも、必要な支援を提供している。そのような「法のすきま」にいる女性・子どもへの支援には公的資金が付かないため、支援を継続するための財源の確保が急がれる。

事業収入（宿泊費収入）と寄附金収入だけではきめ細かいケアを維持できないため、東京都及び民間の助成金を得て、子どもケアプログラムの継続及び、施設整備等を行なった。

（下記【表2】に記載）

【表2】 2014年度受け取り補助金 一覧表 （単位：円）

補助金の名称	交付者	金額	備考
東京都来日外国人女性緊急保護事業に伴う補助金	東京都	7,200,000	HELP 外国籍女性・母子
児童/青少年への助成	一般財団法人日本メイスン財団	3,500,000	HELP 子どもケアプログラム
かめのり賞受賞の副賞として活動奨励金	公益財団法人かめのり財団	500,000	HELP 国際相互理解・交流
備品整備・施設整備助成金	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	200,000	HELP 備品購入
備品整備・施設整備助成金	社会福祉法人新宿区社会福祉協議会	480,000	ステップハウス 居室リフォーム
合計		11,880,000	

### A 「女性の家HELP」（宿泊所 緊急一時シェルター）

定員12名 \*所在地は非公表

宿泊費（1泊3食付） 大人3,500円 子ども2,500円

個室5 母子室3（同伴男児は10歳まで） 滞在期間は原則として2週間まで

#### 1) 国籍を問わない女性、母子のための緊急一時シェルター運営

2014年度の利用者数は合計89名、うち外国籍女性12名（同伴児9名）

日本国籍女性59名（同伴児9名）であった。

入所理由の主なるものは、外国籍-DV (50%)、ホームレス (17%)、妊娠 (25%)、人身取引 (8%)。日本国籍-ホームレス (54%)、DV (22%)、家族の暴力 (7%)、妊産婦の施設待ち (14%) であった。DV 被害女性の安全確保や外国籍の母語支援のため、HELP スタッフが医療機関へ同行した割合は全入所者では20.32%、外国籍入所者は50%となった。外出が自由にできない入所者のため、ミュージックセラピー、フラワーアレンジメント、アロマセラピー、ハーブセラピー、ゆるゆる体操など、心身の状況を整えるプログラムを実施した。

## 2) 多言語の電話相談

月～土曜日、10:00～17:00 実施。日本語、タガログ語、英語を中心に、29 カ国の女性からの694 件の多様な内容の相談に対応した。

## 3) 退所者支援プログラムの充実 4) 子どもケアプログラムの継続

日本メイスン財団の子どもケア助成金によって、大規模遊園地に退所母子約30 名が招待され、貴重な思い出の時となった。さらに関連団体主催の母子料理教室にも参加した。入所中の母子と動物園、公園等へ行く外出プログラムを実施し喜ばれた。

退所者ケアの一環として、子どもの認知に関する書類作成、2013 年度以前の退所者の保護命令や健康診断に関する照会への対応、子どもの大学進学に関する相談などを実施した。

お花見会(4月 約40名)、海水浴 (8月42名)、クリスマス会 (12月 約 85名) などを実施。いずれも、退所者たちの交流の場、子どもたちの成長を喜び祝う場になっている。

## 5) DV・人身売買の被害を受けた女性と移住労働者等の課題に関わる関係機関との連携

2014年度「人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議」に参加し、シェルターの現場から人身売買被害者への支援の変遷と現在の支援体制と課題を報告した。JNATIP(人身売買禁止ネットワーク) に加盟した。12月には警視庁主催の「人身取引事案報告会」に参加。「人身取引対策行動計画」の改訂にあたり、内閣府の要請に応じてヒヤリングに参加し、情報提供及び被害者認定の課題及び被害者定住支援の必要性と当該行動計画運用改善を提言した。

東京都社会福祉保健局、東京都女性相談センター等の関係行政機関へ、外国籍被害者へのDV 防止法運用改善並びに居所無し若年女性保護の柔軟な適用がなされるよう意見を述べ、情報の提供を行った。国内外の関連機関と連携・協力し、外国籍女性への支援に努めた。

4月、世界教会協議会(WCC) とアジアキリスト教協議会(CCA) 共催の人身取引に関する国際会議(於: コロンボ) に参加。また国内の被害者支援講座等の講師派遣要請にも応えた。11月に「全国シェルターシンポジウム」のワークショップで発題し、国内ネットワークの強化に努めた。

## 6) スタッフ研修

YWCAの研修を年間通して7回行い、チームビルディングに努め、民間シェルターの意義等を共有することができた。

## 7) その他

広報 ネットワークニュース発行(日本語版2 回、英語版1 回)、活動説明会(毎月1 回)



## B 「矯風会ステップハウス」(宿泊所 中・長期シェルター)

定員18名(単身者) 全個室 自炊

洗面・トイレ・シャワー・台所、談話室は共用。

原則として6か月(11室)。さらに1年の延長利用が可能な個室(7室 別フロア)。

月額利用料：69,800円 光熱水費別途 \*所在地：非公表

### 1) 暴力・虐待を受けた単身女性のための中・長期シェルター活動

2014年度利用女性は43名

緊急一時保護後の生活再建の場として様々な支援を行った。入所率の平均は3階73%、4階57%。

○入所理由 DV(60%)、病気・障害(51%)、住居喪失(34%)、親・きょうだいからの虐待(17%)全体の1割が外国籍DV被害女性であった。病気・障害が2013年度同様多かった。

○入居時の年齢 30～49歳が56%、50～69歳26%、19～29歳16% 多様な年齢構成となった。

○入居前の居場所 自宅からが39%、他施設から37%、他県からは5%となった。

○滞在日数 23%が6ヶ月を超えた。暴力被害からの回復には長期的な居場所の必要性が感じられた。

○退居先 地域へのアパート転宅が45%となった。他施設の中には精神障害者等のグループホーム、高齢者施設など待機に時間の必要な施設が含まれている。

### 2) 心の回復サポートプログラムの充実

スタッフの専門性 利用者の多くが様々な課題を抱えている。裁判支援を必要としたのは全体の30%、その中でも保護命令の発令を検討する利用者も少なくない状況であった。東京都女性相談センターの「一時保護委託契約」による受け入れは6名であった。通常2週間の受け入れだが1ヶ月を超える関わりもあった。また、暴力被害者の多くが暴力被害の後遺症であるPTSD症状を持ち8割が通院。長期に亘る暴力被害や親からの虐待被害は「複雑性PTSD」という診断名となり通院が長期化した。

外国語支援 外国籍利用者(2014年度5名)には、外国籍専門の弁護士事務所との関わりも昨年に引き続きあった。日本語教室は2005年から始めて400回を数え継続中である。(現在まで8年間継続は1名)

心の回復プログラム 年間28回のプログラムを実施。心に傷を受けた女性たちが心の回復を得て再度社会に出て行く後押しとなっている。2014年度も関係機関やサポートグループの協力を得て、メークレッスン、ヨガ教室、ウォーキング、絵てがみ教室、アロマキャンドル作りを行った。心と体のリラックスを目的とし「心の回復」と「地域生活への再出発」を目指した。

季節ごとの催し 春のお花見、クリスマス会、年末年越しそば、新年お雑煮会等。これらのイベント参加によって、コミュニケーション力のアップも目指した。

物品提供 利用者への衣類・食料品の提供、「10円バザー」の開催(毎月)等を行った。

### 3) 就労支援の充実

入居者の社会参加、就労に向けて、様々な関係機関との連携を行った。30%が就労に結

びつき、地域生活の足がかりとした。特に若者ハローワークの「求職者支援訓練」等を積極的に活用し、資格を身につけるなど生活の再建を支援。障害の特性にあった地域の作業所や、カウンセラー、性暴力支援機関などと連携・情報交換しながら入居者の支援を行った。

#### 4) スタッフ研修

支援者研修、セミナーなどに参加、専門分野に関わる研修への参加、月2回のスタッフ会でのケース検討会、スタッフ・宿直ボランティアの合同防災訓練、合同研修会を実施した。

#### 5) 地域福祉バザーの開催 その他

バザーの開催(2014.5/29、2015.3/5)、「きょうふう会洋服ポスト」として古着回収を継続。2014年度5.6tを回収。NPOと協同し、地域貢献活動に一層力を入れた。

2014年10月、内閣府第2次犯罪被害者基本計画・意見交換会に参加。被害者支援、特に性暴力被害者のトラウマケアの必要性、法の狭間にある若年者、制度にアクセスしづらい障害者、外国籍女性などへのきめ細やかな対応を要望。

2014年11月には、「性犯罪の罰則に関する検討会」(法務省)に出席。性犯罪の法定刑の見直し等在り方に関する意見を述べた。現場で出会う性犯罪被害者の中で、本来保護する立場にある親やきょうだい、指導する立場にある者からの被害は多い。このことからこれらの加害行為に対して別途重い法定刑を設ける必要性と、性犯罪を非親告罪とすることを要望した。

啓発活動

- ・ステップハウスニュース(日本語版・英語版) 年1回発行
- ・ニッキンマネー2014年12月号ステップハウスの活動紹介
- ・ソーシャルワーク研究 「ソーシャルワーク最前線」にてステップハウス紹介
- ・日本聖書神学校・フィールドワークゼミ「女性の人権」にて講義
- ・帝京大学助産学専攻科・ウィメンズヘルス概論にて講義
- ・ひょうご風紀を良くする会にて施設紹介
- ・矯風会創立128年記念集会講演 (ステップハウス関係者がピア弾き語り)

## 収益事業(財産運用事業)

### 1) 土地賃貸

当会の敷地北端307坪を、財団法人スポーツ会館に貸していたが、契約違反事項が多々あり、2013年に契約解除通知を出した。それに対して、建物の登記上の所有者から提訴され、また、財団法人スポーツ会館の代表者と名乗る者も当該裁判に加わったため、弁護士に委任して対応中である。現在、地代収入は無い。

### 2) 建物賃貸

公益財団法人東京交響楽団に、矯風会館ホール・事務所・倉庫を貸す建物賃貸借契約を更新した(2014年4月1日~2019年3月31日)。賃料は順調に入金されている。東京交響楽団クラシックスペース100が行なう震災被災者支援のチャリティコンサート

(2014 年度 4 回開催)に、会場設営・広報等で協力した。

### 3) 駐車場運営

月極め駐車場50台のスペースがある。ここ数年の傾向として、需要が減り、常に数台の空きが出ている。2014 年度の平均駐車台数 4 5 台。敷地内の安全走行啓発や身元確認に留意している。

## 法人運営に関する事項

○役員 2015 年 3 月 31 日現在の役員 理事 7 名 監事 2 名

代表理事 理事長 川野安子(常勤) 副理事長・会務理事 寺岡シホ子(常勤)  
業務執行理事 記録理事 新宮三紀(常勤) 会計理事 鏡清美(常勤)  
理事(非常勤) 飯田瑞穂 鷺見八重子 山崎喜美子  
監事(非常勤) 松井弘子 的川美砂子(税理士)

○評議員 2015 年 3 月 31 日現在の評議員 9 名

池田小夜子 加瀬和子 倉澤祐子 櫻井克子 柴川久仁子  
下里綾子 高橋淳子 松本成子 村上弘子

○理事会 2014 年度 5 回開催。(2014.6/4、6/19、6/20、10/30~10/31、2015.2/26~27)

事業報告及び決算の承認、次年度事業計画及び予算の承認等、所定の議案審議を行なった。その他、財産管理に関する事項、諸規定の整備、新理事・監事選任に関する候補者推薦、代表理事及び業務執行理事の選定、財政面の将来展望等についても審議した。

また、毎月 1 回、代表理事及び業務執行理事による常任理事会を開催し、日常業務の処理を行った。

○評議員会 2014 年度定時及び臨時の 2 回開催。(2014.6/19、2015.2/27)

事業報告と決算の承認、理事・監事の選任、次年度事業計画と予算の報告等。

○業務改善 2014 年度秋から、NPO 法人サービスグラントの提供するプロボノ（専門能力を提供するボランティア）チームの支援を受けて、法人の現状把握・課題抽出を行い、業務改善の方針を検討した。実施は2015年度となる。

## 【事業報告の附属明細書】

2014(平成 26)年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

以上

2015(平成 27)年 6 月 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会